

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様へ

国の一時支援金

申請はお済みですか？

「道内事業者の皆様も 申請できます」

特に、旅行関連事業者の皆様の
申請に必要な書類が大幅に簡素化されています！

中小法人 上限**60**万円 個人事業者 上限**30**万円

お問い合わせ

申請をお考えの方は、下記連絡先までご相談ください

【一時支援金事務局】（ホームページ）<https://ichijishienkin.go.jp/>

※申請の受付は
5月31日(月)までです

0120-211-240

03-6629-0479

※IP電話等からのお問い合わせ先
(通話料がかかります)